

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和5年7月3日

王寺町長 平井 康之

1. 業務概要

(1) 業務名 王寺駅北エリア ワークショップ運営等支援業務委託

(2) 業務内容

- 1) ワークショップ及びセミナー（講演会）の企画
 - (a) 参加人数、対象者の提案
 - (b) ワークショップ及びセミナー（講演会）のテーマの設定、コンテンツ及びプログラムの企画
 - (c) 有識者の選出（合計6回程度を想定。）
 - イ) 有識者によるセミナー（講演会）（2回程度を想定。）
 - ロ) 地域住民ワークショップ（4回程度を想定。）
 - 2) ワークショップ及びセミナー（講演会）の開催準備・広報支援等
 - (a) ワークショップの開催、参加者募集のためのチラシ等の作成
 - (b) 有識者の調整、謝礼の支払い
 - (c) 配布資料等の作成及び印刷
 - (d) 参加応募者の受付
 - (e) アンケート等の実施
 - 3) ワークショップ及びセミナー（講演会）の運営支援等
 - (a) 受付、進行管理、設営、片付け、スタッフ（ファシリテーター）の配置
 - (b) 写真及び動画の撮影
 - 4) 住民有志による活動支援等
 - (a) ワークショップの成果等に基づく活動プログラムの企画支援
 - (b) 商工会等との連携を支援
 - (c) 活動プログラムの準備を支援
 - (d) 参加者募集、広報、PR支援
 - (e) 意見集約、課題整理等
 - 5) 活動の記録及び編集
撮影した写真や動画について、広報素材として活用できるよう編集を行う。
 - 6) 報告書作成
 - (a) 実施結果について取りまとめを行う。
 - (b) 取組を通じた今後の展開や、旧中央公民館跡地活用の課題、将来像等について取りまとめを行う。
- (3) 履行期間 契約締結日の日から、令和6年3月25日
- (4) 業務の規模 提案上限額 8,000,000円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

2. 参加資格

技術提案書の提出者は、下記（1）に掲げる資格を満たしている単体企業、同一の組合又は下記（2）に掲げる資格を満たしている同一の設計共同体のいずれかであること。

(1) 単体企業（組合を含む。）

- (a) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (b) 令和4・5年度の王寺町入札参加資格を有すること。また、建設コンサルタント（都市計画及び地方計画部門）の登録を有すること。
 - (c) 王寺町建設工事等請負契約に係る指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (d) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (e) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (f) 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (2) 設計共同体
上記（1）（a）から（f）までに掲げる条件を満たしている者より構成される設計共同体

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務量

4. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務量
- (2) 実施方針、実施フロー、工程計画、その他
- (3) 評価テーマに関する技術提案

5. 手続等

- (1) 担当部局 〒636-8511 奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23
王寺町 地域整備部 まちづくり推進課
電話 0745-73-2001 Mail sumai@town.oji.nara.jp
- (2) 説明書等の交付期間、場所及び方法
 - (a) 交付期間：手続開始の公示日から開始。
 - (b) 交付場所：王寺町 地域整備部 まちづくり推進課HPへ掲載。
- (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法
令和5年7月12日（水）正午までに、持参・郵送により5.（1）の担当部局に提出すること。
- (4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び方法
令和5年7月31日（月）正午までに、持参・郵送により5.（1）の担当部局に提出すること。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本業務における契約保証金は王寺町契約規則第19条に定めるところによるものとする。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 5.（1）に同じ。
- (4) 2.（1）（b）に掲げる参加資格の認定を受けていない単体企業、又は参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員に含む設計共同体も5.（3）により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。